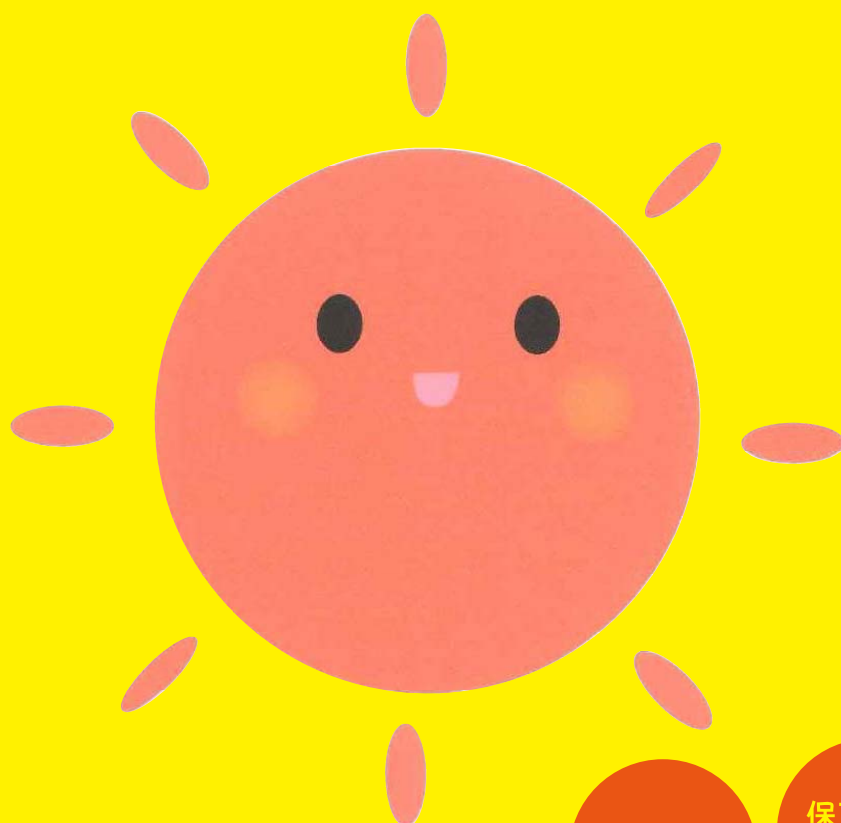


子どもたちの成長と家族の子育てを支援します



相談支援

保育所等
訪問支援

啓発・研修

おひさま
ひろば

児童発達
支援

多賀城市 児童発達支援センター

太陽の家

わたしたちの目標

発達面でほかの子と少し違う、いわゆる“気になる子”や障がいのある子にとって、育てられる環境はとても重要です。地域や社会との関わり合いを通じて、心身ともに健やかに成長することでより良い社会生活を自ら営む力が育まれます。地域療育の中核を担う施設として「療育」を総合的に提供しながら、豊かに伸びていく可能性を秘めている子ども一人ひとりが、今をもっと良く生き、望ましい未来を作り出していけるようサポートします。

スタッフ

- 所長（多賀城市）
- 管理者
- 児童発達支援管理責任者
- 保育士・児童指導員
- 看護師
- 相談員
- 心理士
- 作業療法士
- 言語聴覚士

家族が地域の中で健やかに生活できるように、 家族の子育て支援を行います。

児童発達支援 単独通園（定員 30 名）

集団生活での遊びや個別の訓練により、生活習慣の基礎を作り、社会性を身につける支援を行います。専門職（心理士、言語聴覚士、作業療法士）による療育支援も行います。

対象	心身の発達に障害を有し、または発達等に遅れがある概ね2歳から小学校就学前の児童で、障害児通所受給者証の交付を受けた方	
開園・時間	月～金	9：30～14：00
登降園方法	送迎有（停留所方式）	
給食	有	
利用料金	有料 給食費などの実費負担分があります ※所得によって利用者負担の上限があります	

◆一日の流れ

9:30 登所
10:00 朝のおあつまり
お着替え
運動（全クラス合同）
お着替え
活動（クラス）
11:30 給食
自由活動又はお昼ね
13:00 活動（クラス）
13:45 帰りのおあつまり・身支度
14:00 降所

◆年間行事

・誕生会（毎月）・避難訓練
・はじまりの会
・遠足・運動会
・七夕・冬のおたのしみ会
・豆まき会・ひな祭り
・お別れの会
※その他にご家族向けの勉強会を開催します

相談支援

お子さんの発達に関することなどの相談を行い、お子さんの状況を把握し、必要な支援へとおつながします。専門職（心理士・言語聴覚士・作業療法士）による専門相談も行います。

	対象	内容	利用時間	利用料金
基本相談		相談の窓口になります。相談員が相談をお受けします。専門相談をご希望の方もまずはこちらでお受けします。 ☎（専用）022-365-2861		
専門相談	発達等に不安のある児童（18歳未満）と、そのご家族	基本相談でお受けした内容によって、相談内容に適した専門職（心理士、言語聴覚士、作業療法士）による相談を行います。	8：30～17：15	無料
計画相談		お子さまの状況やご家族の意向等を踏まえて、必要なサービスを利用するための計画を作成します。		
巡回相談	保育所・幼稚園の先生方	専門職（心理士、言語聴覚士、作業療法士等）が保育所などに訪問し、先生方にお子さんや保護者とのかわり方などについて助言指導を行います。	訪問する施設で、児童が集団生活を営む時間内	無料

◎相談申込みの流れ

事前にお電話で相談申込みをしていただき、相談日のご予約をお願いいたします。【☎（専用）022-365-2861】

おひさまひろば 親子通園

親子通園により、小集団での遊びなどを通して、お子さんの発達を促します。保護者の方には、お子さんの成長を促すためのアドバイスをいたします。

対象	発達等に不安のある小学校就学前の児童およびその保護者	
開園・時間	月～金	9：30～11：30
登降園方法	保護者と同伴	
給食	—	
利用料金	無料	

保育所等訪問支援

保護者からの要望に応じて、専門の職員が保育所や幼稚園などを訪問し、お子さんの状況に応じた専門的な療育や先生方への助言指導などを行います。

対象	保育所・幼稚園などに在籍し、心身の発達に障害を有し、または発達等に遅れがある児童で、障害児通所受給者証の交付を受けた方	
開園・時間	訪問する施設で、児童が集団生活を営む時間内	
利用料金	有料	※所得によって利用者負担の上限があります

啓発・研修

保護者や保育所・幼稚園などの先生方を対象に、児童の発達に関する研修会を開催します。

利用料金について（補足）

利用者負担の上限額 該当＊児童発達支援＊保育所等訪問支援

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税所得割額が28万円未満の世帯	4,600円
一般2	市民税所得割額が28万円以上の世帯	37,200円

※一般1は、収入が概ね890万円未満の世帯が対象になります。

※幼児教育・保育の無償化の対象となります。対象期間は、満3歳になって初めての4月1日から3年間です。

（ご利用
お問い合わせ） 児童発達支援、保育所等訪問支援をご利用の際は、
太陽の家へ直接お問い合わせください。



多賀城市 児童発達支援センター

太陽の家

設置主体（施設管理主体）/多賀城市
事業運営主体/一般社団法人 宮城県手をつなぐ育成会

〒985-0872 宮城県多賀城市伝上山一丁目1番3号

【代表】☎022（365）2752 / fax 022（365）2863

【相談専用】☎ 022（365）2861

（土・日・祝日はお休みとなります）